

平成 2 9 年 第 4 回 定 例 会
(第 2 日 目)

津 別 町 議 会 会 議 録

平成 29 年第 4 回 津別町議会定例会会議録

招集通知 平成 29 年 6 月 12 日

場 所 津別町議会議事堂

開会日時 平成 29 年 6 月 23 日 午前 10 時 00 分

閉会日時 平成 29 年 6 月 23 日 午前 11 時 47 分

議 長 鹿 中 順 一

副 議 長 佐 藤 久 哉

議員の応召、出席状況

議席 番号	氏 名	応 召 不応召	出席 状況	議席 番号	氏 名	応 召 不応召	出席 状況
1	篠 原 眞 稚 子	○	○	6	渡 邊 直 樹	○	○
2	小 林 教 行	○	○	7	山 内 彬	○	○
3	村 田 政 義	○	○	8	巴 光 政	○	○
4	乃 村 吉 春	○	○	9	佐 藤 久 哉	○	○
5	高 橋 剛	○	○	10	鹿 中 順 一	○	○

地方自治法第 121 条第 1 項の規定により説明のため出席した者の職氏名

(イ) 執行機関の長等

職名	氏名	出欠	職名	氏名	出欠
町長	佐藤多一	○	監査委員	藤村勝	○
教育長	宮管玲	○	選挙管理委員会委員長		
農業委員会委員長					

(ロ) 委任または嘱託

職名	氏名	出欠	職名	氏名	出欠
副町長	竹俣信行	○	生涯学習課長	藤原勝美	○
総務課長	齊藤昭一	○	生涯学習課主幹	石川波江	○
総務課主幹	小泉政敏	○	学校給食センター主幹	阿部勝弘	○
住民企画課長	伊藤泰広	○	農業委員会事務局長	横山智	○
住民企画課参事	森井研児	○	選挙管理委員会局長	齊藤昭一	○
住民企画課主幹	篠原裕佳	○	選挙管理委員会次長	小泉政敏	○
住民企画課主幹	松木幸次	○	監査委員会事務局長	松橋正樹	○
保健福祉課長	川口昌志	○			
保健福祉課主幹	小野淳子	○			
産業振興課長	横山智	○			
産業振興課参事	小野敏明	○			
産業振興課主幹	安瀬雅祥	○			
産業振興課主幹	近野幸彦	○			
建設課長	石川篤	○			
建設課参事	竹内秀行	○			
会計管理者	五十嵐正美	○			
総務課庶務担当主査	菅原文人	○			

会議の事務に従事した者の職氏名

職名	氏名	出欠	職名	氏名	出欠
事務局長	松橋正樹	○	事務局臨時職員	安瀬貴子	○
事務局主査	山田志津子	○			

会 議 に 付 し た 事 件

日程	区分	番号	件 名	顛 末
1			会議録署名議員の指名	8 番 巴 光政 9 番 佐藤 久哉
2			諸般の報告	
3	議案	35	津別町税条例の一部を改正する条例の制定について	
4	〃	36	津別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
5	〃	37	契約の締結について（津別町森林現況解析業務及び津別町森林 I C T 活用基盤構築業務）	
6	〃	38	財産の取得について（その他プラスチック圧縮梱包機）	
7	〃	39	津別町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について	
8	〃	40	平成 29 年度津別町一般会計補正予算（第 2 号）について	
9	〃	41	平成 29 年度津別町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について	
10	〃	42	平成 29 年度津別町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について	
11	〃	43	平成 29 年度津別町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について	
12	〃	44	平成 29 年度津別町簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について	

日程	区分	番号	件名	顛末
13	意見書案	1	地方財政の充実・強化を求める意見書について	
14	〃	2	平成 29 年度北海道最低賃金改正等に関する意見書について	
15	〃	3	義務教育費国庫負担制度堅持・負担率 2 分の 1 への復元、教職員の超勤解消と「30 人以下学級」の実現、「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障に向けた意見書について	
16	報告	2	繰越明許費の繰越しについて（津別町一般会計）	
17	〃	3	事故繰越しの繰越しについて（津別町一般会計）	
18	〃	4	株式会社津別町振興公社の経営状況について	
19	〃	5	株式会社相生振興公社の経営状況について	
20	〃	6	例月出納検査の報告について（平成 28 年度 2 月分、3 月分、4 月分、平成 29 年度 4 月分）	

(午前 10 時 00 分)

◎開議の宣告

○議長（鹿中順一君） おはようございます。

ただいまの出席議員は全員であります。

これから本日の会議を開きます。

本日の会議に付する議案は、お手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（鹿中順一君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定により、議長において

8 番 巴 光 政 君 9 番 佐 藤 久 哉 君

の両名を指名します。

◎諸般の報告

○議長（鹿中順一君） 日程第 2、諸般の報告を行います。

事務局長に報告させます。

○事務局長（松橋正樹君） 諸般の報告を申し上げます。

本日の会議に説明のため出席する者の職、氏名は、昨日配付いたしましたとおりですが、職務の都合により一部に異動がある場合がありますことをご了承願います。

本日の議事日程については、お手元に配付してあります日程表のとおりであります。

議会の動向につきましては、昨日報告後から本日までの状況について、第 2 回報告書としてお手元に配付のとおりであります。

以上でございます。

○議長（鹿中順一君） これで諸般の報告を終わります。

◎議案第 35 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 3、議案第 35 号 津別町税条例の一部を改正する条例

の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

篠原住民企画課主幹。

○住民企画課主幹（篠原裕佳君） ただいま上程になりました議案第 35 号 津別町税条例の一部を改正する条例の制定についての内容について説明させていただきます。

別途配付しております説明資料の 1 ページをご覧ください。1 の改正の主な内容として記載させていただきましたが、先月の第 3 回臨時会において税条例の一部を改正し、その中で「控除対象配偶者」の定義を「同一生計配偶者」に変更する改正と、わがまち特例において新たに都市緑地に関する固定資産の減免割合を定めましたが、それらの施行期日について規定する附則が漏れていたため、一部を改正するものであります。

正誤表をご覧くださいと思います。先の条例改正の附則における正誤表になりますが、誤りと正しいものを表にして整理をしました。第 1 条の施行期日で、第 1 号の町民税に関する規定が加わり、平成 31 年 1 月 1 日からの施行となります。第 2 号については先に改正のとおりであります。第 3 号については、都市緑地法等の一部を改正する法律の施行日となります。

第 2 条の町民税に関する経過措置については、第 1 条第 1 項の規定の個人の町民税に関する規定を加えるものであります。

続いて、議案の改正条文をご覧くださいと思います。議案第 35 号の議案の改正条文ですけれども、先ほど説明をしましたように第 1 条として、第 3 回臨時会で改正することとした附則第 5 条第 1 項の「控除対象配偶者」の定義を「同一生計配偶者」に改正を戻し、さらに附則第 10 条の 2 の都市緑地法の一部改正に関しても一度戻すということにします。

次に、改めて第 2 条でこの条項を復活させ、附則の施行期日により対応させるものであります。なお、今回の改正において、町民の皆さんに実際の課税に影響するものではないことを付け加えさせていただきたいと思います。

以上、5 月の第 3 回の臨時会における税条例の改正内容に漏れがあったことをおわびするものであります。大変申し訳ありませんでした。

以上、説明とさせていただきます。ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 35 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 36 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 4、議案第 36 号 津別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（川口昌志君） ただいま上程となりました議案第 36 号 津別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例の一部を改正する条例の制定について内容のご説明を申し上げます。

改正内容の説明の前に、今回の条例改正に至りました経過について若干報告させていただきます。昨日、会議の冒頭、町長から行政報告を行った内容となりますが、改正しようとする条例は、国が定める認定こども園の利用者負担額の上限水準をもとと

して、利用園児の1号から3号の認定区分ごとに支給認定保護者の町民税課税状況による階層区分を設け、利用者負担額を規定しているものであります。また、先月、5月の第3回臨時会では、国と道による新たな利用者負担額の軽減策が講じられたことを受けまして、本年4月1日適用として条例の一部を改正してございます。先の臨時会での条例改正、さらには今年度の認定事務を進めていく中で、利用者負担額の階層区分の定義を定めました条例規定に疑義が生じ精査いたしましたところ、階層区分の定義規定に誤りがあることが判明したもので、このたび国の定義規定に準拠した表記に改めようとするものでございます。

このたびの条例規定の誤りによって関係者並びに利用者世帯の方々には、既にご報告とおわびを申し上げたところではありますが、本件により多大なご迷惑をお掛けしたことに對しまして担当課といたしましても深く反省し、おわびを申し上げる次第でございます。

それでは、改正の内容につきまして説明資料によりご説明いたしますので、資料2ページをご覧ください。

まず、1の改正理由として、利用者負担額を規定しております別表第1から別表第3のうち、3歳以上の教育標準時間認定子ども、いわゆる1号認定子どもの利用者負担額を規定している別表第1において、所得階層区分の定義誤りによるものでございます。

2の改正内容としては、第2階層区分に表記すべき町民税所得割非課税世帯を加え、第3階層区分で表記していた町民税均等割課税世帯を削るものでございます。

施行日につきましては、平成29年7月1日から施行するとしております。この部分につきましては、後ほどまたご説明申し上げます。

新旧対照表の3ページをご覧ください。1号認定利用者負担額を規定した別表第1の改正前、左側部分になりますが、第2階層で「町民税非課税世帯」とあるものを、右側の改正後ではアンダーライン部分を加え、「町民税非課税世帯又は町民税所得割非課税世帯」とし、次の第3階層では、左側の改正前、「町民税均等割課税世帯及び町民税所得割課税額7万7,101円未満」を、改正後はアンダーライン部分の「町民税均等割課税世帯及び」を削るものでございます。

議案のほうへ戻っていただきたいと思います。ただいまご説明した内容を改正文としたものであります。

附則といたしまして、この条例は平成 29 年 7 月 1 日から施行するとしております。

施行期日に関しましては、先ほども触れましたが、第 3 回臨時会において国並びに道による利用者負担額の軽減策が創設されたことに伴いまして、平成 29 年 4 月 1 日を適用期日とする一部改正条例を議決いただいているところでございます。

今回の条例改正においては、既に改正された内容と同一若しくは密接に関連する事項の改正において、適用期日を同一とする扱いが法制上適当でないこと、また今年度分の 4 月から 6 月分までの利用者負担額について、既にこども園と利用者世帯との間で納付に関する事務手続きが済んでいることを踏まえまして、施行期日を平成 29 年 7 月 1 日としてございます。

なお、過誤納となりました世帯の数並びに額につきましては、昨日の行政報告のとおりでありますけれども、利用者負担額の過誤納分にかかわる町からの社会福祉法人への精算負担金につきましては、その支出根拠並びに適正に事務処理するため、今議会議決後において、本条例にかかわる精算事務実施要綱を別途制定、公布の上、速やかに対応させていただくこととしておりますので、ご理解をよろしくお願いいたします。このたびの条例の誤りについて改めましておわびを申し上げるところでございます。

以上、条例改正についての説明とさせていただきますので、ご承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 36 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 37 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 5、議案第 37 号 契約の締結について（津別町森林現況解析業務及び津別町森林 I C T 活用基盤構築業務）を議題とします。

内容の説明を求めます。

産業振興課参事。

○産業振興課参事（小野敏明君） ただいま上程となりました議案第 37 号 契約の締結について内容をご説明いたします。

本件は、津別町森林現況解析業務及び津別町森林 I C T 活用基盤構築業務委託契約につきまして、6 月 15 日、公募型プロポーザルによる第 2 次審査、ヒアリングを行い第 4 回評価委員会を開催しましたので、その結果に基づく契約の締結について議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

事業の名称は、津別町森林現況解析業務及び津別町森林 I C T 活用基盤構築業務。事業の場所は、津別町一円。契約の方法、随意契約。契約の金額、5,616 万円。うち消費税及び地方消費税額 416 万円でございます。契約の相手方、パスコ・日本森林技術協会共同事業体、代表者 東京都目黒区東山 1 丁目 1 番 2 号、株式会社パスコ。代表取締役社長 古川顕一。構成員、東京都千代区六番町 7 番地、一般社団法人 日本森林技術協会 理事長 福田隆政でございます。

業務の概要につきましては、お手元の説明資料で説明いたしますので 4 ページをご覧ください。契約は、公募型プロポーザル方式といたしまして 6 月 15 日、第 4 回評価委員会を第 2 次審査、提案書ヒアリング 2 者により実施後開催いたしまして、提案書の採用を決定し、内定者を選定いたしました。

業務期間は、契約の日から平成 30 年 2 月 13 日でございます。

業務概要につきましては、津別町内民有林、一般民有林と町有林の森林現況を詳細に把握するため、航空レーザ計測を行い、地形解析及び森林資源解析を行うこと。解析結果を森林林業関係団体で情報共有可能なシステムを導入するものです。

今回の発注につきましては、一つ目に航空レーザ計測であります。航空機により計測エリア、一般民有林及び町有林 90.23 平方キロメートルを撮影いたします。5 ページに図面を掲載しております。周辺を含めて 390 平方キロメートルの撮影に及ぶものです。二つ目に数値地形図データファイルの作成であります。以下の項目により、地形、表層解析を行います。三つ目に森林解析データファイル作成であります。林相判読、林相区分図、森林資源量を解析するものです。四つ目に、森林 I C T 活用基盤構築であります。上記三つのデータをシステム化するもので、クラウドシステムを構築し、林業関係団体と情報を共有するものでございます。

この事業は、津別町まち・ひと・しごと創生総合戦略の施策といたしまして実施するもので、航空レーザ計測を行い、解析結果を林業関係団体で情報共有可能なシステムを導入することで効率的林業施業と林地未利用材の有効活用を進め、木材情報の集約化と林業の生産性を高めることで林業を中心とした地域の振興を図ることを目的とするものです。

事業実施の予算につきまして、平成 29 年度地方創生交付金事業として津別町森林現況解析業務、予算額 5,000 万円と津別町森林 I C T 活用基盤構築業務、予算 800 万円が予算措置されておりましたが、上記三つ、航空レーザ計測、数値地形図データファイル作成、森林解析データファイル作成の成果を用いて、森林 I C T 活用基盤構築をするため、関係性が強く一つの事業として発注をしております。

以上、ご説明申し上げましたので、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

7 番、山内彬君。

○7 番（山内 彬君） 2、3 点お伺いをしたいと思います。今回の計測エリアについては、民有林と町有林となっております。町有林は、総面積多分 1,300 を超える面積があると思いますが、これ全部網羅されているかどうかと。それから、民有林が

入るといふことは、このデータについて民間のほうに提供できるのかどうかお伺いをしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（小野敏明君） お尋ねのありました計測エリアにつきましては、町有林すべて入っております。道有林、国有林以外はすべて調査対象として、その周辺も含めて林道の町有林への接続等々もすべてわかるような形で、全体としては町中も含めて390平方キロを計測するというようにしております。

あと、二点目の民間事業者への情報提供ですけれども、この事業の中で、インターネット回線で個人情報等を抜いた情報のものでつくりまして、それをタブレット10台今回の事業で導入することにしております。それを民間の事業者へ貸し付けを行って机上でも現場でも情報を確認できるようなことで情報提供をいたすということにしております。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 7番、山内彬君。

○7番（山内 彬君） 町有林についてはわかりますけれども、これは民間の町有林の事業者というのですか、所有者も含めて情報の提供ですけれども、無料なのか有料なのか、それあたり検討しているかどうかです。その点と事業者以外、いわゆるほかの方、この情報を得ることは、いわゆる町として情報提供ができるかどうかお伺いをしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（小野敏明君） 今回の計測につきましては、初めてのことで、町としては林業者に今の段階からすばらしいシステムができますよということで情報提供しております。そのできたものが本当に現場で使いやすいものかどうかというのは、今年度はできた後、民間の人に無料でタブレットを貸し付けて情報提供していきたい。明年度以降、その情報が本当に先ほど言いました林業の効率化に役立つものということを理解された中で、有料化でのタブレットの貸し付けを検討しております。

情報提供につきましては、個人情報を抜いたものを情報提供することにしておりま

す。基本的には林業関係者を主として、山の手入れをきちんとしていただくということを民間の事業者がしておりますので、民間の事業者の方を中心として、あと山を持っておられる方は、一代で山を植えてから切るまでは多分なかなか無理だと思いますので、自分の山を知らない方がたくさんいると思いますので、役場へ来られた方については、山の現況が今のこの方法ですと木の高さから周辺状況まですべてわかりますので、詳しく教えてあげることができますし、山の手入れをしていきたいと思いますことでの促進を進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 7番、山内彬君。

○7番（山内 彬君） このデータについては、何年に1回更新する必要があるのかどうか、それについてお伺いしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（小野敏明君） 山の形状は毎年変わりますので、できる限り短い期間で更新することが一番よろしいのですけれども非常に高額なもので、今回は地方創生事業で行っております。基本10年と考えておりますけれども、成長率とかのことを机上でも計算できますので、あと、5年、10年後に機材の更新等が進むと思いますので、ドローン撮影で更新できるようなシステムができるということで聞いておりますので、全体を写すのではなくて部分部分を写して更新していけるような状況になるというふうに考えております。

以上です。

○議長（鹿中順一君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第37号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 38 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 6、議案第 38 号 財産の取得について（その他プラスチック圧縮梱包機）を議題とします。

内容の説明を求めます。

篠原住民企画課主幹。

○住民企画課主幹（篠原裕佳君） ただいま上程になりました議案第 38 号 財産の取得についての内容について説明させていただきます。

説明資料はありませんので、議案をご覧ください。今回、共和のリサイクルセンターに平成 13 年から稼働設置している機械設備の更新となります。このその他プラスチック圧縮梱包機の更新に伴い、議会の議決に付するべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定に基づき議決を求めるものであります。

入札の執行日については、平成 29 年 6 月 12 日、指名業者 5 社として指名競争入札を行った結果、記載しているとおりとなります。取得する財産についてですが、1、名称等は、その他プラスチック圧縮梱包機 1 台。納入場所は、津別町字共和 484 番地のリサイクルセンター内となります。契約の方法は、指名競争入札であります。4、取得金額は 1,283 万 400 円で、うち消費税及び地方消費税額は 95 万 400 円であります。取得の相手先は、札幌市中央区北 1 条西 7 丁目 1 番地、ナラサキ産業株式会社 北海道支社 取締役兼執行役員北海道支社長 濱谷 裕であります。仮契約に基づく納入期日については、平成 29 年 12 月 22 日であります。

以上、説明とさせていただきます。ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

(「なし」の声あり)

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 38 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 39 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 7、議案第 39 号 津別町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

住民企画課長。

○住民企画課長（伊藤泰広君） ただいま上程になりました議案第 39 号 津別町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更についてであります。平成 28 年 3 月、第 2 回定例会で議決いただいております津別町過疎地域自立促進市町村計画に関しまして、多目的活動センター駐車場整備工事を追加する変更につきまして、過疎地域自立促進特別措置法第 6 条第 7 項の規定に基づきまして議会の議決を求めるものであります。

次ページの別紙、過疎地域自立促進市町村計画【変更】の変更後の欄をご覧ください。計画書の 27 ページ、16 行目からの事業名の欄に、「(7) 商業、その他」の記載を追加し、事業内容に「多目的活動センター駐車場整備工事」を加え、事業主体に「津別町」を追記するものです。

この工事は、当初予算に組ませていただきました多目的活動センターさんさん館の裏側の更地を購入し、駐車場と物置の設置を行う工事であります。今回の改正につき

ましては、事業名の追加として重要な変更でありまして、知事との事前協議を経た後、議決をいただいた上で議決書の提出が求められるものでありまして、有利な起債になります過疎対策事業債の充当に必要なものであります。既に、事前協議によりまして異議ない旨の知事通知を受けておりますことをご承知ください。

なお、その他の本年度の予算に基づくその他の変更の内容及び事業費の変更状況につきましては、先の両常任委員会で配付した資料になりますことを申し添えます。

以上、事業追加に係る過疎地域自立促進市町村計画の一部変更の説明とさせていただきますので、承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 39 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 40 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 8、議案第 40 号 平成 29 年度津別町一般会計補正予算（第 2 号）についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

松木住民企画課主幹。

○住民企画課主幹（松木幸次君） ただいま上程となりました議案第 40 号 平成 29

年度津別町一般会計補正予算（第2号）につきまして説明をいたします。

説明に入ります前に、大変申し訳ございませんが訂正を1カ所お願いいたします。事項別明細書の28ページをお開きください。下段の町有林整備事業で、過年度事業超過交付返還金とありますけれども、中間の超過交付の字句を補助金に訂正していただき、過年度事業補助金返還金と訂正をお願いいたします。大変申し訳ございません。

それでは、補正予算の内容につきまして説明をいたします。今回の補正につきましては、歳出において人事異動に伴う給与費の増減、農業関係で鳥獣被害防止対策として有害鳥獣駆除の補助金の追加、産地パワーアップ事業で津別農協の事業に対する補助金の追加、多面的機能支払交付金事業で、農地面積当たりの設定単価アップによる事業費の増額、住宅政策推進事業で津別町耐震改修促進計画委託費の追加、屋内ゲートボール場の屋根の補修費用の追加などを中心に補正予算を組ませていただきました。

補正予算の条項をご覧ください。第1条第1項において、歳入歳出予算にそれぞれ1億140万6,000円を追加し、補正後の予算総額を54億6,965万4,000円とするものであります。第2項につきましては、資料の事項別明細書を説明後に内容を説明させていただきます。

事項別明細書について歳出から説明をさせていただきますので7ページから8ページをお開きください。今回の補正予算は、先に申し上げたとおり4月1日付の人事異動による職員の配置や扶養状況等に基づき各費目において給与費を増減しております。特別会計を含む全体では435万円の減額、一般会計では167万5,000円の減額で、要因としては共済費の率の改正により、共済費は増額となりますが住宅管理費において、予算措置人員の1人減、また会計間の職員異動が主な要因となっております。給与費につきましては、説明を省略させていただきますのでご了承ください。

款1 議会費、議会運営経費は、複合庁舎先進地視察の旅費で68万6,000円の増額。議会報発行経費は、広報委員1名増により旅費で5万2,000円の増額です。

款2 総務費、項1 総務管理費、目1 一般管理費は、9ページから10ページをお開きください。電算化推進経費は、インターネット接続環境の増強で現在職員のインターネットへの接続には、ネットワーク強靱化に伴い職員2人から3人で1つの接続環境を共同利用しており、ペアとなった職員が同時に利用できないなど業務に支障が出て

いることから、職員1人につき1つのインターネット接続環境となるよう追加割り当てをするものです。また、同様にネットワーク強靱化によるファイル無害化システムについてもライセンス数の不足により業務に支障があることから、ライセンスの追加をするもので、使用料と負担金で183万7,000円の追加です。項2地域振興費、目1企画総務費の企画調整事務経費は、負担金で12ページになりますけれども、オホーツクイメージ戦略推進委員会への負担金55万6,000円で、これは管内18市町村とオホーツク総合振興局が連携して地域一体となってオールオホーツクでこれまでにない大規模な統一的なプロモーションを行い、オホーツクのイメージアップ、浸透、ブランド化を目指すもので、事業期間は29年度から31年度、各年度の全体事業費は2,000万円で、道が1,000万円と管内18市町村が均等割で1,000万円、3年間負担するものであります。目3企画振興費の地域振興施設管理業務は、お試し暮らし住宅のネットワークWi-Fi使用料で、当初予算計上漏れで6万4,000円の追加、相生活活性化プロジェクト事業は、相生アートコミュニティ施設の施設内の看板などを製作する原材料費で10万8,000円の追加。体験交流施設管理運営経費は、スポーツ合宿の受け入れなど宿泊客への夏場の環境整備として本館2階は日当たりがよく風通しがあまりよくないために2階全個室にエアコンを設置するもので75万3,000円の追加です。13ページになりますが、項4戸籍住民登録費で15ページから16ページをお開きください。住民基本台帳ネットワークシステム経費は、社会保障税番号制度の住基システムへの対応のため、北海道自治体情報システム協議会への負担金で29万6,000円の追加となります。

17ページから18ページをお開きください。款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費の障害者総合支援事業経費は、障がい者福祉システムにおいてサービス等の報酬改定によるシステムの改修費用として、20ページになりますけれども北海道自治体情報システム協議会への負担金で51万9,000円の追加。地域生活支援事業経費は、福祉ホームへの新規入居により、委託経費と相談支援事業から流用で対応していた補てん分を合わせて38万8,000円の追加。国民健康保険事業特別会計繰出金は、人件費分で29万1,000円の減額。介護保険事業特別会計繰出金も人件費分で158万2,000円の追加です。目5老人福祉費の介護サービス支援事業は、平成27年度の介護サービス

提供基盤等整備事業交付金に係る消費税等仕入控除税額分の返還金で 250 万 6,000 円の追加です。21 ページから 22 ページをお開きください。項 2 児童福祉費、目 1 児童福祉総務費の子ども・子育て支援事業は、認定こども園の利用者負担額の誤りによりましてこども園に対する運営費負担金と利用者負担、差額負担金の精算負担金として 9 万 6,000 円の追加です。

款 4 衛生費、項 1 保健衛生費、下段の目 3 環境衛生費の下水道事業特別会計繰出金は、24 ページになりますけれども個別排水事業の増によりまして 235 万 9,000 円の追加です。

款 6 農林業費、項 1 農業費は 25 ページから 26 ページをお開きください。目 3 農業振興費の消費・安全対策事業は、ヘパタクロル残留対策事業の道補助の内示により 9 万 5,000 円の追加。鳥獣被害防止総合対策事業は、事業実施計画の承認によりエゾシカ駆除 1 頭当たり 8,000 円の補助、516 頭分で 412 万 8,000 円の追加。産地パワーアップ事業は、T P P 関連事業として制定されたものですが、津別農協が実施する加工馬鈴しょの集出荷貯蔵施設整備事業に関連し、トラクターなどの機械リース事業となる基金事業で、道補助のトンネル補助として 4,320 万円の追加です。目 4 振興事業費の多面的機能支払交付金事業は、対象となる農地面積当たりの設定単価をアップしたことによる道からの予算割当の増によりまして 3,230 万 7,000 円の追加。目 5 畜産業費は、町営牧野管理業務は、達美牧場の雑用水施設のポンプ故障による修繕料で 10 万 6,000 円の追加です。27 ページから 28 ページを開きください。項 2 林業費、目 2 林業振興費の 21 世紀の森キャンプ場管理経費は、キャンプ場内にあります木製の電柱が腐食による倒壊の危険があるために、安全面を考慮してコンクリート柱に取り替えるための費用で 14 万 6,000 円の追加です。目 6 公有林費の町有林整備事業は、昨年 8 月の大雨災害で共和の町道 250 号線の盛り土崩壊により、造林地の流失や倒木の被害を受けた共和の町有林について、町道の災害復旧工事により再造林は困難で林地外へと転用するため森林環境保全整備事業に係る補助金の返還が求められるもので 7 万円の追加です。

款 7 商工費、項 1 商工費は、29 ページから 30 ページをお開きください。目 2 商工振興費の商工振興補助費等は、昨年制定し補正をいたしました小規模事業者若者雇用促

進事業の助成金につきまして、当初予算に計上が漏れていたために、今後の申請見込みも含め7名分で168万円の追加。目3観光費、峠展望施設管理経費は、今年は津別峠に通じる道道屈斜路津別線の早期開通によりまして、峠展望施設の道路開通に合わせて早期に開設したため、発電機の経費など追加で必要となる費用で38万7,000円の追加。32ページになりますが、チミケップキャンプ場管理経費は、水道施設の滅菌機の故障による修繕料で11万6,000円の追加です。目4消費者行政推進費の消費者行政活性化事業は、事業計画の補助内示によりまして54万4,000円の追加です。

款8土木費は、35ページから36ページをお開きください。項4住宅費、目1住宅管理費の住宅政策推進事業は、平成21年に策定しました津別町耐震改修促進計画の見直しにつきまして、業者に委託するもので319万7,000円の追加です。

款10教育費、項1教育総務費は37ページから38ページをお開きください。目3義務教育振興費の義務教育振興事業経費は、特別支援学級運営費負担金で特別支援児童数が当初見込みより増えたことから15万4,000円の追加です。項2小学校費は、39ページから40ページをお開きください。目1学校管理費の小学校施設管理経費は、冬休み期間中に凍結により使用不能となっていた体育館の多目的トイレの修繕料で34万3,000円の追加です。項3中学校費、目1学校管理費の中学校施設管理経費は、地下タンクの油面計の故障による修繕料で32万4,000円の追加。目2教育振興費のその他中学校教育振興経費は、臨時教職員の賃金で北見市居住の方が採用となったことから、通勤手当分で18万6,000円の追加です。項4社会教育費は41ページから42ページをお開きください。目2社会教育振興費、放課後児童クラブ経費と放課後子ども教室経費は、国民年金法などの法律の改正で勤務時間の要件などにより、児童館の一部職員が社会保険の加入対象となったことにより、それぞれ共済費で社会保険料の追加です。項5保健体育費、目2体育施設費の屋内ゲートボール場管理経費は、44ページになりますが、積雪の影響によりまして屋根の一部が破損し、雨漏りもひどく屋根の補修と防水工事を行うもので392万1,000円の追加。目4学校給食費の給食センター運営経費は、調理器具の球根皮むき器が経年劣化により調理作業に支障をきたしているため更新をするもので、備品購入費で20万円の追加です。

歳入の説明をいたしますので3ページから4ページをお開きください。款12使用料

及手数料、項1 使用料、目1 総務使用料の峠展望施設使用料は、使用料条例の改正により700人を見込み7万円の追加です。

款13 国庫支出金、項2 国庫補助金、目1 総務費国庫補助金の社会保障・税番号システム整備費補助金は、住民基本台帳ネットワークシステム経費に関するもので39万7,000円の追加。目2 民生費国庫補助金の地域生活支援事業費等は、福祉ホーム委託業務の国費2分の1補助で19万3,000円の追加です。項3 国庫委託金、目1 総務費国庫委託金の自衛官募集事務は、委託金額の確定により精査で2,000円の減額です。

款14 道支出金、項2 道補助金、目2 民生費道補助金の地域生活支援事業費等は、福祉ホーム委託業務の道費4分の1補助で9万6,000円の追加です。目4 農林業費道補助金の消費・安全対策事業は、歳出の同事業と同額の9万5,000円の追加。鳥獣被害防止総合対策事業も歳出と同額の412万8,000円の追加。多面的機能支払交付金事業は、国の補助率2分の1と道の補助率4分の1を補助として2,443万1,000円の追加。産地パワーアップ事業は、歳出と同額の4,320万円の追加です。目6 商工費道補助金の消費者行政活性化事業も歳出と同額の54万4,000円の追加です。

款18 繰越金は、一般財源の不足分で前年度繰越金2,574万8,000円の追加です。

款19 諸収入、項5 雑入、目6 雑入のその他は、介護サービス提供基盤整備事業交付金に係る返還金で事業者からの返還分で250万6,000円の追加です。

議案の補正条文にお戻りください。第1条第2項につきましては、ただいま事項別明細書で説明しました補正内容を第1表のとおり款項区分ごとに整理し、第1項の補正額及び予算総額とするものであります。

以上、内容につきまして説明いたしましたので、原案にご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

7番、山内彬君。

○7番（山内 彬君） 12ページ、歳出、オホーツクイメージ戦略推進委員会の予算の説明がありましたけれども55万6,000円、オホーツク振興局内の市町村全体が取り組む事業だというふうに説明がございましたけれども、今年から3年間かけるという説明がございました。広域的にイメージアップ、ブランド化、いろんなことを多分検

討されるのではないかと思いますけれども、この検討されて活用の見通しというのか、
どういうふうを考えられているのか、基本的に事業の成果をどういうふうに活用する
のかお伺いをしたいと思います。

それから、26 ページの農業振興費、19 節鳥獣被害防止総合対策事業の 19 節の今回
412 万 8,000 円の予算措置を鹿の駆除のために補正追加されておりますが、この補助金
のそれぞれ駆除された方に支出する場合に、担当としてはどのような確認をされてい
るのかお伺いをしたいと思います。1 頭 8,000 円を補助金として出すというふうにな
っておりますので、それあたりについてお伺いしたいのと、鹿柵の中に最近鹿が増えて
いるということで農業者の方にも聞いたのですけれども、最近増えているというこ
とを聞いております。この駆除についてはエリア的に中も含めて対策を講じるのか、
それあたりお聞きしたいのと、特に東美都含めた畑に、みずから鹿防御の柵を設けて
いるようですが、この鹿柵の中の駆除についてももう少し強化すべきでないかなと思
いますが、それもあわせてお伺いをしたいと思います。

それから、36 ページ、住宅費の下段のほうに住宅政策推進事業ということで、13 節
の委託料で補正されておりますが、平成 21 年に計画策定をされておりますが、今回見
直しをするということで説明がありましたけれども、これまでの成果と今回見直しをす
る事業で今後の成果の見通しというのですか、対応を含めてお考えをお聞きしたいと
思います。

○議長（鹿中順一君） 住民企画課長。

○住民企画課長（伊藤泰広君） 12 ページのオホーツクイメージ戦略推進委員会への
負担金の関係です。この委員会で行います事業名ですが、オホーツクイメージ発信プ
ロモーション事業ということで今考えられています。目的としては世界自然遺産知床、
流氷などを、たぐいまれな自然や道内有数の豊富で良質な農林水産資源を有するオホ
ーツクなのですが、その魅力が十分知られていないため、オールオホーツクでこれま
でにない大規模なプロモーションによりオホーツクのイメージアップ、浸透、ブラン
ド化を図り、オホーツク地域全体の活性化を目指すというものになっております。事
業費等については、先ほど説明があったとおり事業費については 2,000 万円で、道の
交付金 1,000 万と管内 18 市町村が均等に 55 万 6,000 円ずつ出し合いながら行おうと

しております。目指す効果といたしましては、オホーツクに関するオホーツクの名前を出す商品やサービスの需要増であったり、オホーツク産品の付加価値向上や道外、海外への販路拡大であり、オホーツク地域の来てくれる人を、また移住、定住など交流人口の増加などを効果と考えまして、オホーツク全体の地域活性化を目指すというものであります。この事業の進め方なのですが、現在考えられているのは、プロの発想を最大限に生かすために一般公募のプロポーザルを行いまして、具体的な事業企画を決定しようと考えています。ただ、これまで検討の中身でいきますと、光るもの、とがったものと言うのですか、そういうものを見つけて継続的にオホーツクの素材を活用できるものをPR動画等の作成とか、SNSを使ったPR広告とか、そういうものを進めていきたいというふうに考えているところです。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（横山 智君） それでは、私のほうから26ページ、鳥獣被害防止総合対策事業、それに関してお答えしたいと思います。補助金の関係で、支出今回412万8,000円の補正ですけれども、これの支出の際の確認方法ということですが、当町におきましては、猟友会の方々、この方々に個人の番号と、とった頭数がわかるように1からずっと連番で用紙を配付しています。駆除した際に、その用紙を個体の所に付けて写真を撮るということにしております。その写真をすべて提供してもらい確認した上で補助金を支払うということにしております。実施には、今回、国の補助金が8,000円ですけれども、町と農協でそれぞれ2,000円ずつ出していますので、1頭駆除するごとに1万2,000円という額になりますけれども、そういう形で確認を行っているということです。それにつきましては、基本的にはクリーンセンターのほうに搬入してもらってということで、そこでも処理の頭数、それらを確認しております。

それと、鹿柵内に鹿が増えているということですが、前にも議会の中で質問があって回答した部分ですが、外周なり張っても中にいたと。既にいたやつがだんだん繁殖してだとかということが実際にあるかと思います。それで、そのような情報があった際には、猟友会の方々に連絡等を行い、そして駆除についてお願いはしております。実際に、平成28年度まで、ずっと950とか1,000頭の予算を要望しておりま

したけども、実際には28年度、420頭の駆除となっています。28年度は非常に少なかったということで、これについては、要因いろいろ協議しましたけれども、実際に猟友会の方に聞いても、28年度、「今年は鹿見ないな、少ないな」というお話でした。町としましては今年、29年度は750頭の補助金の要求をしましたが、実際、割り当てとしては516頭分になったということです。そういったことで、駆除の対策ですけれども、そのように私どもとしましては、連絡があった際には、猟友会の方々に連絡をとってお願いをします。実際に農家の方々からそういうお話も聞きますけれども、いかんせん銃の撃てる時間帯ですとか、方向なりいろいろありますので、そういったことを考えて猟友会の方々に対応してもらっているということでございます。そのようなことで、いずれにしてもなるべく農作物等に被害がないよう対応をしていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 建設課参事。

○建設課参事（竹内秀行君） それでは、36ページの住宅の関連です。住宅・建築耐震改修促進計画策定業務に関するお答えをしたいと思います。この計画につきましては、前回、平成22年3月に策定したものでございます。これは昭和56年以前の旧耐震基準で建てられた住宅の地震に対する安全性の向上を目的に策定したものでございます。中身的には、事業の内容的には耐震診断を行って、耐震性がない建物については改修するというような内容でございます。耐震診断につきましては、これはオホーツク振興局のほうで無料で対応していただけるというような内容で実施したところでございます。

成果というところなのですけれども、残念ながら耐震改修とか、民間で進むという事態ではなかなか進んでいかない状態でございます。うちのほうで事業としては空き家対策の撤去促進事業を行っておりますので、これを利用して空き家のほうの撤去を進めた結果、当時、推定で835の耐震性がないという建物につきましては、空き家等の撤去促進事業を行いまして、この実施によりまして、年間20戸程度撤去してございますので、これを5年間継続しておりますので100戸ほど撤去してございます。結果的には策定当時60%程度だった耐震化率が今は65%になっているということでございます。ただ、策定したときの目標が道の目標に合わせた設定をしてございまして、

これは90%の耐震化率にするというような目標でございましたが、これが65でござい
ますので、かなり下回っているというような状況でございます。今後の対応見込みと
しましては、同じく道の耐震計画が昨年度策定されまして、その目標値が耐震化率95%
にするというような目標でございます。これに従いまして、するかどうか踏まえま
して今回検討してまいりたいというふうに思います。実際的には、かなり乖離してい
る状況でございますから、この辺も検討しながら将来的な目標の設定をいかにする
のか、それと、本年度空き家等対策計画を立てる予定でございますので、その辺の
連携を図る側面もございまして、その辺もあわせまして検討していきたいというふう
に考えております。

○議長（鹿中順一君） 7番、山内彬君。

○7番（山内 彬君） オホーツクイメージ戦略推進委員会の関係ですが、説明では
既存のそういうものをイメージアップ含めたブランドも加わっていると思いますが、
そこで新たにこのイメージアップにつながるものを各市町村が出し合って実現を目指
すのか、また、津別町としてこの部分について新たに戦略を考えるのかどうか、ちょ
っとそのあたりをお聞きしたいと思います。

それから、26ページの鳥獣被害の関係ですが、補助金の支出の確認で写真判定とい
うのか、そういうことで支出するという説明があったのですけれども、同じものを繰
り返し使われないのかどうか、それあたりの防止策というのは考えているのかどうか
お伺いしたいのと、鹿柵内の被害の先ほど申し上げましたけども、猟友会に要請して
駆除されていると。果たして鹿柵内で何頭とったのかどうか、それあたりの把握され
ているのか、お伺いしたいと思います。

それから、36ページの耐震改修促進計画ですけども、言わんとすることは、個々の
住宅が耐震性があるのかどうか、それあたり新耐震以前の56年以前に建設された住宅
含めた建物について、それぞれ心配されている方もいるかと思いますが、この改修計
画の策定をされて、個々の部分について把握された成果というのをそれぞれの持ち主
含めた対応というのは、できるのかどうかお伺いをしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 住民企画課長。

○住民企画課長（伊藤泰広君） オホーツクイメージ戦略推進委員会の負担金の関係

なのですが、各市町村からということではなくて、オホーツク全体でオホーツクのイメージアップを目指すということで、改めて各町村から提案するというものではありません。また、先ほど進め方で若干話しましたが、公募型のプロポーザルで業者を委託という形で、委託事業として進めますので、委託業者との協議の中でどういうふうに進めていくかというのがまた決まっていくというところで、まだまだはっきりイメージできないところもあるのですが、オホーツク全体で取り組もうという事業であります。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（横山 智君） 写真で確認しているということで、それが繰り返し使われていないかということですが、先ほど申しあげましたように、まず猟友会の方々、その個人ごとに付番しています。その方に対して1から連番で付番したものを配付すると。ですから、1の1から始まって1の2、1の3と、その方にとってはそういう用紙の配付をします。大体とる頭数の多い方、少ない方がいますので、一定程度の枚数、その方に合わせて10枚ですとか15枚ずつ配付します。その中で、とった際には、その用紙を付けてまず写真を撮っていただく。大体基本クリーンセンターに搬入ということになります。そこで日数はそんなに置かないで持って行くということになりますので大体頭数はわかると。同じ個体で繰り返しというのは、例えば1の2を貼り付けて撮ったやつをうんぬんということかもしれませんが、実際に搬入する頭数が今度合わなくなってくる。今は、個体を丸まんまというのが基本です。肉をとる方もおりますけども、基本は、頭からしっぽといいますか足の先まで1頭分持っていくことになっています。そういったことで、重複して使うということは基本的にはないというふうに私どものほうで考えております。

それと、鹿柵の中でとった頭数ということですが、基本駆除ですので、鹿柵の中ということになっております。そういうことでご理解いただきたいというふうに思います。

○議長（鹿中順一君） 建設課参事。

○建設課参事（竹内秀行君） ただいまの民間住宅の個々の評価はどうしているのか

というご質問だと思います。この計画、策定当初のお話をしますと、全体が民間含めて 2,151 戸ございました。この中で、地震に対する耐震性がないとおぼしき建物につきましては、先ほども申し上げましたとおり 56 年の耐震基準を境にどうなっているのかというようなことで、建築年数を割り出しまして、それによりまして耐震性がないというふうな判断をしているのが先ほど申しました 835 戸ということになります。したがって、残りの住宅につきましては、1 軒 1 軒評価するというのは、これはかなり厳しい、難しい状況でございまして、そういうことはやっております。それで、不安になる住民の方もおられると思いますから、耐震診断等、これは実施してまいりますというお話につきましては、毎年広報で耐震診断無料で行ってまいりますよということと、それから当時、計画と地震防災のマップを全戸配布してございます。全戸配布した中の地震とか、そういった部分のハザードを見ていただいて、不安になっておられる方についてはぜひ耐震診断とか受けていただきたいというふうに思っている次第でございまして。

○議長（鹿中順一君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 40 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩をします。

休憩 午前 11 時 9 分

再開 午前 11 時 20 分

○議長（鹿中順一君） 休憩を閉じ再開します。

◎議案第 41 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 9、議案第 41 号 平成 29 年度津別町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（川口昌志君） ただいま上程となりました議案第 41 号 平成 29 年度津別町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について内容のご説明を申し上げます。

補正の理由につきましては、歳出では 4 月の職員の人事異動に伴う人件費の補正並びに本年度の前期高齢者納付金及び介護納付金の額の確定による補正であり、歳入では、これらに伴う一般会計繰入金及び基金繰入金の精査を主な内容とする補正であります。

補正の条文第 1 条といたしまして、歳入、歳出予算の総額に 716 万 6,000 円を追加し、歳入、歳出予算の総額を 9 億 6,836 万 6,000 円とするものです。

第 2 条は、後ほどご説明申し上げます。

それでは、歳出のほうからご説明申し上げます。5 ページ、6 ページをお開きください。款 1 総務費の目 1 一般管理費は、4 月の人事異動に伴う給与費の補正で、全体で 3 万 3,000 円の増額となります。6 ページ、下段の総務一般事務経費、13 節委託料、電算機器・システム保守業務は、国保情報データベースシステムの改修対応分として 32 万 4,000 円の増額です。

次に、款 4 前期高齢者納付金、項 1 前期高齢者納付金、7 ページ、8 ページになりますが、目 1 前期高齢者納付金で 19 節負担金補助及交付金、負担金で 25 万 5,000 円の増額です。前期高齢者納付金は、65 歳から 74 歳までの前期高齢者の国保加入者が特

に多く、医療費負担の不均衡を保険者間で財政調整するためのもので、平成 29 年度の納付額が確定したことによる補正となっております。

次に、款 6 介護納付金、目 1 の介護納付金は、19 節負担金補助及交付金、負担金で介護納付金 687 万 8,000 円の増額です。これは、介護保険の財源として各保険者が診療報酬支払基金に納付する費用で、今年度の納付額の確定により補正をお願いするものでございます。

続いて歳入になります。3 ページ、4 ページに戻っていただきまして、款 2 国庫支出金、項 2 国庫補助金、目 2 国民健康保険制度関係業務準備事業費補助金、32 万 4,000 円の増額ですが、制度改正に伴う国保データベースシステムの改修委託費に伴う 10 分の 10 の補助金でございます。

款 8 繰入金、目 1 の一般会計繰入金は、歳出の給与費補正分として 29 万 1,000 円の減額であります。次の項 2 基金繰入金、目 1 国保基金繰入金は 713 万 3,000 円の増額ですが、歳出において額が確定し、補正となる前期高齢者納付金 25 万 5,000 円、介護納付金 687 万 8,000 円の財源として基金繰入金を充てるものでございます。

それでは、補正条文に戻っていただきまして、第 1 条第 2 項につきまして、ただいまご説明しました補正額を次ページの第 1 表で款項ごとに整理をしたものでございます。

以上ご説明申し上げましたのでご承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 41 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 42 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 10、議案第 42 号 平成 29 年度津別町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

保健福祉課主幹。

○保健福祉課主幹（小野淳子さん） それではただいま上程となりました議案第 42 号平成 29 年度津別町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）についてご説明申し上げます。

補正の理由につきましては、歳出、4 月の人事異動に伴う人件費の補正と、歳入ではそれに伴う歳入の繰入金の補正となっております。第 1 条第 1 項といたしまして、歳入、歳出予算の総額それぞれに 158 万 2,000 円を追加し、歳入、歳出予算の総額を 5 億 5,258 万 2,000 円とするものです。

それでは、歳出のほうからご説明申し上げますので 5 ページ、6 ページをお開きください。款 1 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費の給与費では、人事異動に伴う人件費の補正となっております。それぞれ合計 158 万 2,000 円を増額補正するものでございます。

続いて歳入にお戻りいただきまして 3 ページ、4 ページをお開きください。款 6 繰入金、項 1 一般会計繰入金、目 4 その他一般会計繰入金では、事務費繰入金といたしまして人件費分の 158 万 2,000 円を増額補正です。

それでは、条文に戻っていただきまして、第 1 条第 2 項に定める第 1 表は、それぞれの補正額を款項ごとに整理させていただきましたので、原案にご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

(「なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 討論なしと認めます。

議案第42号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(鹿中順一君) 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第43号

○議長(鹿中順一君) 日程第11、議案第43号 平成29年度津別町下水道事業特別会計補正予算(第1号)についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

建設課参事。

○建設課参事(竹内秀行君) ただいま上程となりました議案第43号 平成29年度津別町下水道事業特別会計補正予算(第1号)についてご説明申し上げます。

補正の理由としましては、個別排水整備箇所の増による個別排水整備費の追加でございます。

第1条につきましては、歳入歳出それぞれ743万4,000円を追加し、予算の総額を4億7,283万4,000円とする補正をお願いするものです。

歳出からご説明いたしますので5ページ、6ページをお開きください。款3個別排水費、目1個別排水整備費は、個別排水処理施設3カ所の増設として委託料が95万4,000円の追加。工事請負費にて648万円の追加となります。

続きまして、3ページ、4ページの歳入をお開き願います。歳入につきましては、

款1分担金及負担金、項1分担金、目2個別排水受益者分担金において、3機の増設分27万5,000円の追加を見込むものです。個別排水受益者分担金につきましては、1機あたり10万円ですが、このうち1カ所につきましては、相生の公住を予定しております。規定により25%の減免をいたしますので7万5,000円となります。

款4繰入金につきましては、一般会計繰入金として235万9,000円の追加をお願いするものです。

款7町債につきましては、目2個別排水事業債において新規分480万円の追加をお願いするものです。

最初の条文に戻っていただきます。第1条第2項の1表につきましては、ただいまご説明いたしましたものを款項区分に整理したものでございます。

第2条地方債補正については、第2表にて起債の限度額5,840万円とするものでございます。

以上、ご説明申し上げましたので、ご承認くださるようお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第43号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第44号

○議長（鹿中順一君） 日程第 12、議案第 44 号 平成 29 年度津別町簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

建設課参事。

○建設課参事（竹内秀行君） ただいま上程となりました議案第 44 号 平成 29 年度津別町簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）についてご説明申し上げます。

補正の理由としましては、人事異動に伴う人件費の減額でございます。

第 1 条は総則です。

第 2 条につきましては、収益的収入及び支出の部において、第 1 款水道事業費用を 396 万 6,000 円減額し、費用合計額を 1 億 6,672 万 3,000 円とする補正をお願いするものです。

2 ページをお開き願います。支出の部、款 1 水道事業費用、項 1 営業費用、目 4 総係費において、給料で 160 万 3,000 円、手当等 158 万 7,000 円、法定福利費 51 万円、負担金 26 万 6,000 円がそれぞれ減額となり、合計で 396 万 6,000 円の減額となります。

3 ページをお開き願います。3 ページは、キャッシュ・フロー計算書となります。一番下の資金期末残高につきましては、補正分が増額となりまして 2 億 8,342 万 8,000 円となります。

続いて、4 ページから 6 ページは、本年度予定貸借対照表となります。6 ページ、下から 5 行目、当年度純利益につきましては、補正分が増額しまして 2,361 万 6,000 円と見込むものでございます。

本文にお戻り願います。第 3 条につきましては、議会の議決を経なければ流用することができない経費として、職員給与費を 396 万 6,000 円減額して、総額を 2,122 万 6,000 円とする補正をお願いするものです。

1 ページの予算補正実施計画につきましては、ただいま申し上げましたものを款項目区分に整理したものでございます。

以上、ご説明いたしましたのでご承認のほどよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 44 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎意見書案第 1 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 13、意見書案第 1 号 地方財政の充実・強化を求める意見書についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

7 番、山内彬君。

○7 番（山内 彬君）〔登壇〕 それでは、意見書案第 1 号 地方財政の充実・強化を求める意見書案につきましてご説明を申し上げます。

お手元の裏面を見ていただきたいと思います。意見書案、読ませていただきまして提案に代えさせていただきたいと思います。

地方財政の充実・強化を求める意見書。地方自治体は、子育て支援、医療、介護などの社会保障への対応、地域交通の維持など、果たす役割が拡大する中で、人口減少対策を含む地方版総合戦略の実行やマイナンバー制度への対応、大規模災害を想定した防災・減災事業の実施など、新たな政策課題に直面しております。一方、地方公務員をはじめ人材が減少する中で、新たなニーズの対応が困難となっております。人材確保を進めるとともに、これに見合う地方財政の確立を目指す必要があります。

平成 30 年度の政府予算と地方財政の検討にあたっては、国民生活を犠牲にする財政

とするのではなく、歳入・歳出を的確に見積もり、人的サービスとしての社会保障予算の充実と地方財政の確立を目指すことが必要であります。このため、政府に以下の5項目につきまして実現を求めるものであります。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出するものであります。

提出先については、下段に書いてありますそれぞれの大臣等に意見書案として出すものであります。

どうぞ、意見書案につきまして、ご協賛賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 本案について意見を求めます。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 意見書案第1号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎意見書案第2号

○議長（鹿中順一君） 日程第14、意見書案第2号 平成29年度北海道最低賃金改正等に関する意見書についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

3番、村田政義君。

○3番（村田政義君）〔登壇〕 それでは、意見書案第2号、平成29年度北海道最低賃金改正等に関する意見書について一部割愛をし、読み上げて提案をさせていただきたいと思います。

平成22年、政府、労働界、経済界の代表等で作る政府の「雇用戦略対話」において、「最低賃金は、できる限り早期に全国最低800円を確保し、景気状況に配慮しつつ、平成32年までに全国平均1,000円を目指す」と合意しており、北海道地方最低賃金審議会の答申書においても、上記引き上げに向けた目標設定の合意を3年連続で表記しております。

よって、北海道労働局及び北海道地方最低賃金審議会においては、平成 29 年度の北海道最低賃金の改正にあたって、以下 3 項目を強く要望するものであります。

以下、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出するものであります。

提出先は、厚生労働省北海道労働局長宛てであります。皆様のご承認よろしくお願いたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について意見を求めます。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 意見書案第 2 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎意見書案第 3 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 15、意見書案第 3 号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率 2 分の 1 への復元、教職員の超勤解消と「30 人以下学級」の実現、「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障に向けた意見書についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

7 番、山内彬君。

○7 番（山内 彬君） [登壇] それでは、意見書案第 3 号につきましてご説明を申し上げます。

義務教育費国庫負担制度堅持・負担率 2 分の 1 への復元、教職員の超勤解消と「30 人以下学級」の実現、「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障に向けた意見書につきましてご説明を申し上げます。

裏面のほうを見ていただきたいと思います。意見書案につきましては、読ませていただいて提案に代えさせていただきたいと思います。

義務教育費国庫負担率が 2 分の 1 から 3 分の 1 になったことで、定数内期限付採用や非常勤教職員が増加し、教職員定数の未充足などの状況が顕著になっております。

子どもたちは、住む地域や環境に関係なく平等に教育を受ける権利を有しております。きめ細やかな教育のため、義務標準法の改正を伴う抜本的な「教職員定数の改善」と「学級基準編成の制度改正」及び「30人以下学級」の早期実現がぜひとも必要であります。

生活扶助費の切り下げによる就学援助制度の改悪、「高校授業料無償制度」への所得制限、家庭の貧困から有利子の「奨学金制度」利用など、経済的な理由で進学・就学を断念するなど「教育の機会均等」が崩れる状況となっております。

これらのことから、国において義務教育費無償、義務教育費国庫負担制度の堅持、当面負担率の2分の1への復元、教職員定数改善など、教育予算の確保・拡充、就学保障の充実を図るよう以下5項目につきまして要請するものであります。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出するものであります。皆さまのご賛同をお願い申し上げます。

提出先につきましては、下段に書いている大臣ほかでございます。よろしく願い申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 本案について意見を求めます。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 意見書案第3号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎報告第2号

○議長（鹿中順一君） 日程第16、報告第2号 繰越明許費の繰越について（津別町一般会計）を議題とします。

町長から、平成28年度津別町一般会計予算に係る繰越明許費の繰越しについて、別紙計算書のとおり提出があったので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により本定例会に報告するものであります。

本件についてはご了承願います。

◎報告第3号

○議長（鹿中順一君） 日程第17、報告第3号 事故繰越しの繰越しについて（津別町一般会計）を議題とします。

町長から、平成28年度津別町一般会計予算に係る事故繰越しの繰越しについて、別紙計算書のとおり提出があったので、地方自治法施行令第150条第3項の規定により、本定例会に報告するものであります。

本件については、ご了承を願います。

◎報告第4号

○議長（鹿中順一君） 日程第18、報告第4号 株式会社津別町振興公社の経営状況についてを議題とします。

町長から、株式会社津別町振興公社の平成28事業年度事業報告及び決算、平成29事業年度事業計画及び予算について、地方自治法第243条の3第2項の規定により、関係書類の提出がありましたので、本定例会に報告するものであります。

本件については、ご了承願います。

◎報告第5号

○議長（鹿中順一君） 日程第19、報告第5号株式会社相生振興公社の経営状況についてを議題とします。

町長から、株式会社相生振興公社の平成28事業年度事業報告及び決算、平成29事業年度事業計画及び予算について、地方自治法第243条の3第2項の規定により、関係書類の提出がありましたので、本定例会に報告するものであります。

本件については、ご了承願います。

◎報告第6号

○議長（鹿中順一君） 日程第20、報告第6号 例月出納検査の報告についてを議題

とします。

監査委員から、平成 28 年度 2 月分、3 月分、4 月分、平成 29 年度 4 月分の例月出納検査について報告書が提出されたので本定例会に報告するものであります。

本件については、ご了承願います。

◎閉会の宣告

○議長（鹿中順一君） 以上で本定例会に付議されました事件はすべて終了しました。

これで、平成 29 年第 4 回津別町議会定例会の会議を閉じ、閉会します。

ご苦労さまでした。

（閉会 午前 11 時 47 分）

上記会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

津別町議会議長

署名議員

署名議員